添付法令資料 4:

電子認証の実施に関する 2018 年 8 月 27 日付インドネシア共和国通信情報大臣規則 No.11 (目次)

同年9月6日施行

- 第1章 総則(第1条ないし第3条)
- 第2章 電子認証実施者
 - 第1節 通則(第4条ないし第6条)
 - 第2節 電子認証実施者としての承認
 - 第1款 登録済みステータスの電子認証実施者としての承認(第7条ないし第 10条)
 - 第2款 認証済みステータスの電子認証実施者としての承認 (第11条)
 - 第3款 親電子認証実施者としての承認 (第12条)/
 - 第3節 電子認証実施者としての承認の取得に係る申請の検証及び承認の発行 (第13条ないし第16条)
 - 第4節 電子認証実施者の報告 (第17条)
 - 第5節 監視及び評価(第18条)
 - 第6節 電子認証実施者の承認の延長 (第19条及び第20条)
 - 第7節 電子認証実施者の義務 (第21条ないし第24条)
- 第3章 電子認証の保有に係る手続
 - 第1節 通則 (第25条ないし第30条)
 - 第2節 電子認証の保有に係る申請(第31条ないし第36条)
- 第4章 電子認証実施者の監督(第37条ないし第42条)
- 第5章 制裁(第43条)
- 第6章 雑則 (第44条及び第45条)
- 第7章 経過規定(第46条)
- 第8章 終則 (第47条及び第48条)